改正後	改正前
力価試験 寒天平板　リン酸タイロシン製造用原体の規定を準用する。 試験菌　リン酸タイロシン製造用原体の規定を準用する。 常用標準希釈液の調製　リン酸タイロシン製造用原体の規定を準用する。 試料溶液の調製　本品を必要に応じ粉砕した後、表示力価に従い、試験を行うために必要な量を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、試料の約50倍量の水又は４号緩衝液一定容量を全量ピペットを用いて加え、かき混ぜた後、約40倍量のメタノール一定容量を全量ピペットを用いて加え、かき混ぜ、必要ならば、ろ過又は遠心分離を行い、１mL当たりの濃度が約100μg（力価）となるよう、４号緩衝液を加え、正確に一定容量とし、試料原液とする。この原液適量を全量ピペットを用いて量り、以下リン酸タイロシン製造用原体の規定を準用する。 (ﾆ)　製造の方法の基準 リン酸タイロシン製造用原体に、賦形物質を混和し、必要に応じて造粒して製造すること。 (ﾎ)　保存の方法の基準 遮光した密閉容器に保存すること。 (ﾍ)　表示の基準 本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。 有効期間　製造の翌月から２年	
(121) ～ (157)　（略）	(122) ～ (158)　（略）

附　則

この省令は、平成三十一年五月一日から施行する。

○農林水産省令第三十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第七条第一項及び第二項第四号から第六号までの規定に基づき、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十二日

農林水産大臣　吉川　貴盛

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
第十二条　法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。 一～十四　（略） （削る） 別表第一（第十四条関係）	**第十二条**　法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。 一～十四　（略） 十五　リン酸タイロシン 別表第一（第十四条関係）

特定飼料等の種類	特定飼料等製造設備	技術上の基準
（略）	（略）	（略）
亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキ	（略）	（略）

特定飼料等の種類	特定飼料等製造設備	技術上の基準
（略）	（略）	（略）
亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキ	（略）	（略）